令和5年第2回

北竜町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年2月28日(火) 午後1時30分から午後2時10分
- 2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
- 3. 出席委員 (9人)
 - 11番 水谷 茂樹(会長) 7番 善岡 浩樹(会長代理)

1番 松田 力 2番 中村 広治 3番 北清 裕邦

4番 植松 春雄 5番 澤田 正人 6番 藤崎 正雄

8番 川瀬 崇 9番 川島 史伸 10番 高田 秋光

4. 欠席委員(2人)

2番 中村 広治 3番 北清 裕邦

- 5. 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の選出 澤田 正人 川島 史伸

第 2 会議書記の指名 川本局長、滝上推進員、手嶋主事

第 3 農政報告 参 与 續木課長

第 4 会務報告 事務局 川本局長

第 5 議事参与の制限 あり

- 第 6 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 第 8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定について
- 第 9 議案第7号 現況証明書の交付について
- 6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事

7. 参与

續木敬子產業課長

事務局長(川本)

只今から、令和5年第2回農業委員会を開催します。

本日は、9名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立 しておりますので報告いたします。

それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。

会 長(水谷)

朝も早くなり、今日は雪解けも進んでおります。春作業も始まりました。 昨日の3町合同研修会、参加された方もいましたが、1つめ水活と畑地化 の問題、2つめがマイナビによる講演であったが、農家・地域・JAや役場 も社会が遅れている。学生達とかはもっと違う考えをしている。受け入れ る側が認識しないと人は来ない、との警告も有り、非常にためになったと 思います。

議長(会長)

これより令和5年 第2回農業委員会総会を開催致します。

議長

日程第1 会議録署名委員の選出について 澤田委員・川島委員にお願い致します。

議長

日程第2 会議書記の指名について

会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 を配置いたします。

議長

日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。

参与 (續木)

以上農政報告と致します。

議長

日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。

【4ページ朗読】

議長

日程第5 議事参与の制限について 議事参与の制限が議案6号で私(水谷会長)に係ります。 それではこれより、議案4件の審議に入ります。

議長

日程第6 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号5-1から説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので別紙の者についての審議を求める。

令和5年2月28日提出

6ページをご覧下さい。

受理番号 5-1 贈与

貸主

借主

権利は贈与です。

土地の所在は、板谷116番13 外7筆

田が8筆で 面積は27,348 ㎡となっております

申請理由は、遠隔農地を処分し、経営の合理化を図るため、贈与による権利の設定を行うためです。

資料の1ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。 以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございませんか。

委 員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。番号5-1を承認とされる方は挙手をお願いします。

委 員

【全員挙手】

議長

番号5-1について承認いたします。

次に番号5-2について説明願います。

事務局長

次のページをご覧下さい。

受理番号 5-2 使用貸借

貸主

借主

権利は使用貸借です。 土地の所在は、碧水25番 外14筆

田が14筆、畑が1筆で 面積は96,117 ㎡となっております。

申請理由は、農業経営を後継者に譲るため、使用貸借による権利の設定 を行うためです。

資料の2ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。 以上で説明を終わります。

長 議

このことについて、質疑等ございませんか。

委 員 【質疑等なし】

議 長 採決いたします。番号5-2を承認とされる方は挙手をお願いします。

委 員 【全員举手】

議 長 番号 5-2について承認いたします。 次に番号5-3について説明願います。

事務局長

次のページをご覧下さい。

受理番号 5-3 使用貸借

貸主

借主

権利は使用貸借です。

土地の所在は、碧水151番2 外27筆

田が25 筆、畑が3 筆で 面積は140,379 m²となっております。

申請理由は、農業経営を後継者に譲るため、使用貸借による権利の設定 を行うためです。

資料の3ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長 このことについて、質疑等ございませんか。

委 員 【質疑等なし】

議 長 採決いたします。番号5-3を承認とされる方は挙手をお願いします。

委 員

【全員举手】

長 議

番号 5-3について承認いたします。

次に番号5-4と5-5について関連がありますので、一括で説明願い ます。

事務局長

次のページをご覧下さい。

受理番号 5-4 使用貸借

貸主

借主

権利は使用貸借です。

土地の所在は、岩村7番2 外11筆

田が9筆、畑が3筆で 面積は66,610 ㎡となっております。

次のページをご覧下さい。

受理番号 5-5 使用貸借

貸主

借主

権利は使用貸借です。

土地の所在は、岩村11番2 外2筆

田が3筆で 面積は32,963 ㎡となっております。

申請理由は、どちらも農業経営を後継者に譲るため、使用貸借による権 利の設定を行うためです。

資料の4ページに5-4は黄色、5-5は青色で表記した航空写真を添 付しておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長 このことについて、質疑等ございませんか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。番号5-4及び5-5を承認とされる方は挙手をお願いします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-4及び5-5について承認いたします。

次に番号5-6と5-7について関連がありますので、一括で説明願います。

事務局長

次のページをご覧下さい。

受理番号 5-6 使用貸借

貸主

借主

権利は使用貸借です。

土地の所在は、碧水125番1 外9筆

田が9筆、畑が1筆で 面積は75,269 m²となっております。

次のページをご覧下さい。

受理番号 5-7 使用貸借

貸主 共栄

借主 共栄

権利は使用貸借です。

土地の所在は、碧水174番4 外7筆

田が8筆で 面積は73,638 ㎡となっております。

申請理由は、どちらも新設した農地所有適格法人へ使用貸借による権利の設定を行うためです。

資料の5ページに5-6は黄色、5-7は青色で表記した航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。

新規に設立された農地所有適格法人ですので、23ページから26ページまで事業等の情況の写しを添付してありますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございませんか。

委員【質疑等なし】

議 長 採決いたします。番号5-6及び5-7を承認とされる方は挙手をお願 いします。

委 員 【全員挙手】

議長番番号5-6及び5-7について承認いたします。次に番号5-8について説明願います。

 事務局長
 次のページをご覧下さい。

 受理番号 5-8 使用貸借

 貸主

借主 権利は使用貸借です。

土地の所在は、美葉牛7番3 外28筆

田が19筆、畑が10筆で 面積は271,681 ㎡となっております。

申請理由は、新設した農地所有適格法人へ使用貸借による権利の設定を行うためです。

資料の6ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。 新規に設立された農地所有適格法人ですので、27ページから30ページまで事業等の情況の写しを添付してありますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。

議 長 このことについて、質疑等ございませんか。

委 員 【質疑等なし】

議 長 採決いたします。番号5-8を承認とされる方は挙手をお願いします。

委 員 【全員挙手】

議 長 番号5-8について承認いたします。

日程第6 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については全て承認と致します。

日程第7 議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、説明願います。

事務局長

議

長

16ページをお開き下さい。

議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和5年2月28日提出

次のページをご覧下さい。 番号 5-2 合意解約

貸主

借主

土地の所在は碧水198番地1 田が1筆、

面積が 11,043 ㎡です。

ご質問等ありますか。

資料7ページに航空写真がありますのでご参照下さい。 以上で説明を終わります。

委員【質疑無し】

議 長 採決いたします。承認される方は、挙手願います。

委 員 【全員挙手】

議 長 日程第7 議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約に ついて承認されました。

> 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の決定ついて、最初に5-移転-1説明願います。

事務局長

18ページをご覧下さい。

議案 6 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和5年2月28日提出

次のページをご覧下さい。

番号 5-移転-1

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年3月1日から令和5年11月21日です。

貸付料等は、250,020円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水149番4 外10筆、

田が10筆、畑が1筆で

面積は59,362 ㎡となっております。

北海道農業公社との賃貸を経営移譲により、解約せずに後継者に賃借権を移転するものであります。

資料の8ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。 以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号 5-移転-1、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-移転-1について承認いたします。

次の5-贈-1、5-売-2で私に議事参与の制限が掛かりますので、 議長を善岡代理に交代します。

議長(善岡)

次に5-贈-1について説明願います。

事務局長

次のページをご覧下さい。

番号 5-贈-1

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、贈与です。

移転時期は、令和5年3月1日です。

土地の所在は、美葉牛242番2 外1筆、

畑が2筆で 面積は3,614 ㎡となっております。

資料の9ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長 (善岡)

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議長 (善岡)

採決いたします。

番号5-贈-1承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員举手】

議長(善岡)

番号5-贈-1について承認いたします。

次に番号5-売-2について説明願います。

事務局長

次のページ (21ページ) をご覧下さい。

番号 5-売-2

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。 移転時期は、令和5年3月1日です。 対価の支払期限は、令和5年4月28日です。 売買価格は、1,000,000円です。 土地の所在は、美葉牛96番4 外1筆、 畑が2筆で 面積は29,309 ㎡となっております。 資料の10ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。 以上で説明を終わります。

議長 (善岡)

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議長 (善岡)

採決いたします。

番号5-売-2承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議長 (善岡)

番号5-売-2について承認いたします。 水谷会長の議事参与の制限を解き、議長を交代します。

議長(水谷)

次に番号5-売-3について説明願います。

事務局長

次のページ (22ページ) をご覧下さい。

番号 5-売-3

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和5年3月1日です。

対価の支払期限は、令和5年4月13日です。

売買価格は、14,220,000円です。

土地の所在は、美葉牛97番1 外6筆、

田が6筆、畑が1筆で 面積は88,431 ㎡となっております。

尚、一時貸付期間は10年となります。

資料の11ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長 ご質問等ありますか。

委 員 【質疑無し】

議 長 採決いたします。

番号5-売-3、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員 【全員挙手】

議長番号5-売-3について承認いたします。次に番号5-売-4について説明願います。

事務局長 次のページ (23ページ) をご覧下さい。

番号 5-売-4

所有権の移転を受ける者 所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和5年3月1日です。

対価の支払期限は、令和5年4月13日です。

売買価格は、15,203,000円です。

土地の所在は、美葉牛242番3 外5筆、

田が6筆で 面積は71,647 ㎡となっております。

尚、一時貸付期間は10年となります。

資料の12ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長 ご質問等ありますか。

委 員 【質疑無し】

議長採決いたします。

番号5-売-4、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員 【全員挙手】

議長番号5-売-4について承認いたします。

次に番号5-売-5について説明願います。

事務局長 次のページ (24ページ) をご覧下さい。

番号 5-売-5

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和5年3月1日です。

対価の支払期限は、令和5年5月31日です。

売買価格は、1,840,000円です。

土地の所在は、板谷160番3 外1筆、

田が2筆で 面積は9,738 ㎡となっております。

資料の13ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長 ご質問等ありますか。

委 員 【質疑無し】

議 長 採決いたします。

番号5-売-5承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員 【全員挙手】

議長番号5-売-5について承認いたします。次に番号5-売-6について説明願います。

事務局長

次のページ (25ページ) をご覧下さい。

番号 5-売-6

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和5年3月1日です。

対価の支払期限は、令和5年6月30日です。

売買価格は、1,050,000円です。

土地の所在は、美葉牛189番4 外5筆、

畑が6筆で 面積は43,247 m²となっております。

資料の14ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。 以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号5-売-6承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員举手】

議長

番号5-売-6について承認いたします。 次に番号5-賃-13について説明願います。

事務局長

次のページをご覧下さい。

番号 5-賃-13

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。利用権の種類は、賃貸借です。

賃貸期間は、令和5年3月1日から令和7年12月31日です。

貸付料等は、61,100円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水198番地1

田が1筆で、面積11,043 m²です。

資料の7ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。 以上で説明を終わります。

議 長 ご質問等ありますか。

委 員 【質疑無し】

議長 採決いたします。番号5-賃-13、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員 【全員挙手】

議長 番号5-賃-13について承認いたします。

日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

日程第9 議案第7号 現況証明書の交付について事務局より説明願います。

事務局長 27 ページをご覧下さい。 議案第7号 現況証明書の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和5年2月28日提出

28ページをご覧下さい。

届け出人

土地の所在は、三谷1番地16 1筆です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料31ページに位置図として航空写真と現況写真を添付しております。

以上で説明を終わります。

議 長 このことについて、質疑等ございますか。

委員【質疑等なし】

議長探決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員 【全員挙手】

議長 日程第9 議案第7号 現況証明書の交付については承認と致します。 以上で第2回農業委員会総会を終了致します。